

総合事業の新たな通所型サービスについて

【内容】

- (1) 2019年度以降の通所型サービス(案)
- (2) 通所型サービスCについて
- (3) 通所型サービスBについて

介護保険計画推進会議

2019年3月20日 高齢者福祉課

(1)2019年度以降の通所型サービス(案)

サービス コード	国相当基準通所介護サービス (実施中) A6	介護予防・生活支援サービス事業 (通所型サービス)		通所型サービスC (2019年度実施予定)
		通所型サービスA	通所型サービスB (2019年度実施予定)	
名称	介護予防通所事業	短期集中通所型サービス		
指定基準	人員・設備・運営基準全て従来 の予防給付と同じ	委託		
内容	通所介護と同様のサービス	フレイル対策センター及び高田 介護予防センターで、週1回1 2回程度通い、リハビリ専門職 や管理栄養士による指導を受け る。終了後は通所B実施自主団体 として活動を継続する。		
対象者	要支援1・2、事業対象者	要支援1・2、事業対象者 及び一般区民 ・リハビリ及び低栄養改善が必 要な方 ・卒業後、自主グループで継続 できる方 (可能な範囲)		
サービス提供者	事業者指定	社団法人等		
利用の上限	要支援1・事業対象者： 1,647単位/月 要支援2・事業対象者： 3,377単位/月	-		
単位	事業対象者、要支援1： 378単位/回 要支援2：389単位/回	委託契約 (単価契約)		
加算	従来どおり	-		
減算	従来どおり	-		
利用者負担額	定率負担 (1割・2割・3割)	無料 (会食等の実費のみ)		

検討中

(2) 通所型サービスC(短期集中予防サービス)について

【豊島区の実施方針】

区の施設で、週1回12回コースを4クール実施。孤食・ひきこもりによる鬱や認知症、ADL低下を防ぐ。卒業生(グループ)を通所型Bの団体として同じ施設で継続して活動いただく。

【実施概要】

(1)内容

リハビリコースと低栄養改善コースで利用者を各15名程度募集。2クールずつ実施。
(ケアマネジメントAを実施)

リハビリでは専門職による指導で運動器機能の向上を図る。

低栄養改善(又はヘルシーサポート)コースでは栄養指導と、毎回弁当を発注し会食する。実施結果を検証し、2020年度以降は実施回数や場所を増やす予定。

(2) 通所型サービスCについて

【実施概要】

短期集中通所型サービスC	
第1回	リハビリコース
対象	筋力低下や日常生活の動作を改善したい方 低栄養改善コース
利用条件	体重減少や栄養の偏りが気になる方 要支援1・2 又は豊島区基本チェックリストで事業対象者に該当した65歳以上の方
内容	リハビリ専門職が個人ごとに改善計画をたてグループ管理栄養士による個別の栄養指導をうけながら、グループで一緒にリハビリ・運動をします 実施期間終了後も同じ場所で運動グループ活動ができます 実施期間終了後も同じ場所で会食グループ活動ができます
費用	無料 栄養改善弁当代のみ 1回 600円程度
場所	東池袋フレイル対策センター (東池袋2-38-10 2019.5.10オープン) 高田介護予防センター (高田3-38-7)
定員	15名程度 15名程度
実施期間	2019年5月15日(水)～7月31日(水) 毎週水曜日 全12回 (初回2回はサービ担当会議)
開催時間	午前10時～午後1時
申込相談	お近くの高齢者総合相談センター窓口 又は担当のケアマネジャー
申込締切	2019年4月24日(水) ※実施期間中も随時受け付けます

※第2回は秋に実施予定。そのさい「リハビリコース」は高田介護予防センター、「ヘルシーサポートコース(要減量対象)」は東池袋フレイル対策センターで開催予定。

(3) 通所型サービスB(住民主体による支援)について

【豊島区の実施方針】

区施設等で週1回2～3時間程度、会食や体操を実施している任意の団体へ補助金を交付し活動を支援する。
通所Cの卒業グループや、既存の自主グループに登録いただく予定。

【実施概要】

(1) 内容

団体に1人以上「コーディネーター」を置き、下記を実施。(団体内外及び資格は問わな
いが、区の総合事業を理解いただいている方。育成研修を受けてもよい。)

- ①会食(仕出し弁当又は各自持参による。食堂等条件が合えば、その場で調理した
ものでも可。)
- ②としまる体操やレクリエーション
- ③上記①②と併せ、趣味の活動で介護予防に資するもの

(3) 通所型サービスBについて

【実施概要】

- (2) 実施方法 実施団体に対する補助⇒区実施団体登録し補助金申請
(高齢者福祉課へ)
- (3) 実施主体 通所型サービスC卒業グループ・住民任意団体・NPO法人
・社会福祉法人 等
- (4) 実施団体登録条件
- ① 利用登録者のなかに総合事業対象者(ケアマネジメントA又はC)がいること。
また、総合事業対象者を新規で受け入れができること。
- ② 週1回以上開催し、1回あたり2～3時間程度開催すること。
- ③ 65歳以上の豊島区民の利用登録者が5名以上いること。
- ④ 補助金を受ける場合は、団体登録している総合事業対象者が実際に利用していること。等
- (5) 通所B利用申込み 要支援者・事業対象者は高齢者総合相談センターへ

(3) 通所型サービスBについて

【実施概要】

(6) 補助区分

対象者	補助区分	補助金例(案)	自己負担
要支援 1.2 事業者 対象者 ※ 団体に、一 よっては、(要 介護者や6 5歳未満の利 用(含む)も場 合もあります	① 運営費(コーデイネーター謝礼・施設使用料・消耗品費・保険料 等) (要件)・週1回以上開催(1回2～3時間) <ul style="list-style-type: none"> ・参加者が5名未満の回は交付しません。 ・週1回分までを補助 ・ケアマネシメントを受けた事業者が3か月以上参加していない場合は4か月自以降交付しません。 ② 新規立ち上げ経費(要件あり) ③ 介護予防に資するイベント経費(年2回分まで) (例) 講師料、イベント会場借り上げ料等 ※クリスマス会や七夕など、一般的なイベントは対象外。あくまでも介護予防に資すると判断できるもの。	1回開催あたりの参加人数 5～20人… 3,000円/回 21人以上… 4,000円/回 ※1 上限30,000円 上限10,000円/回	実費 500円/回 程度 (団体による ※2) 弁当・やつ等の おお経費

※1 コーデイネーターを外部の専門家に依頼する場合、加算あり。

※2 自己負担額は各団体が決定する(区の補助対象外の食費等や、補助金では不足する経費等)。